



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月11日火曜日 第1921号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	1314
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	1315
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	1316
保安林の指定施業要件の変更.....	1316
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	1317
海岸保全区域の指定の一部改正.....	1319

道路の位置の指定.....	1322
二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定の一部改正.....	1322

監査公表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	1323
------------------------	------

雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	1330
-------------------	------

告 示

○愛媛県告示第1849号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
フォレオにいほま	新居浜市前田町乙12 19-1外	大規模小売店舗の名称	（仮称）前田町複合 商業施設	フォレオにいほま	平成19年 11月1日	平成19年 11月29日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1850号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
パルティ・フジ三島	四国中央市三島中央一丁目字陣屋1928-1	駐車場の位置及び収容台数	4箇所 358台	3箇所 249台	平成20年 7月27日	平成19年 11月26日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	2箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1851号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
ダイキエ X 新居浜	新居浜市瀬戸町甲4075番地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	7,300平方メートル	11,612平方メートル	平成20年 7月23日	平成19年 11月22日
		駐車場の収容台数	331台	395台		
		駐輪場の位置及び収容台数	店舗棟南西側45台	店舗棟西側136台		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前8時から 午後8時まで	午前7時から 午後9時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時45分から 午後8時15分まで	午前6時45分から 午後9時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1852号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年11月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年5厘5毛
2～7 省略				2～7 省略			

○愛媛県告示第1853号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市西之川字老野丁83から丁86まで、丁90の1、丁90の2、丁91から丁99まで、丁100の1、丁100の2、丁101、丁102、丁103の1、丁103の2、丁104の1、丁104の2、丁105、丁106、丁107の1から丁107の3まで、丁108、丁109の1、丁109の2、丁110から丁115まで、丁117、丁118の2、丁119から丁137まで、丁149、丁150、丁151の1、丁151の

2、丁152から丁154まで、丁155の1、丁155の2、丁256の2

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市西之川字野地丁 357（次の図に示す部分に限る。）、
丁 337、丁 338、丁 339 の 1、丁 339 の 2、丁 340 から丁 345
まで、丁 346 の 1、丁 347、丁 348 の 1、丁 348 の 2、丁 349
から丁 356 まで、丁 358 から丁 361 まで、丁 362 の 1、丁 362
の 2、丁 368、丁 369
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1854号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成19年11月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同
日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号	法第 2 条 第 2 項第 1 号	法第 2 条 第 2 項第 2 号	法第 2 条 第 2 項第 5 号		法第 2 条 第 2 項第 1 号	法第 2 条 第 2 項第 1 号	法第 2 条 第 2 項第 1 号	法第 2 条 第 2 項第 1 号	法第 2 条 第 2 項第 1 号
	融資機 関が、同 条第 1 項 第 1 号か ら第 5 号 まで及び 第 10 号に 掲げる者 漁業近代 化資金融 通法施行 令(昭和 44年政第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	及び 第 4 号に 掲げ る融 資機 関が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者	に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者

		に限る。)に貸し付ける場合		は、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合			に限る。)に貸し付ける場合		は、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2	省略										
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分2厘5毛	年1分5毛	年4厘	年4厘			年1分5毛	年1分2厘5毛	年5厘	年5厘
4～6	省略										
7	漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金		同上	年4厘	年4厘					年5厘	年5厘
8	省略										

○愛媛県告示第1855号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1 ～ 112	省略					1 ～ 112	省略				
113	豊後水道東沿岸 依津漁港 海岸	西予市	西予市長	2,979.2メートル	<p>基点1から基点15までを順次結んだ線並びに基点15、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点10、補助点9、補助点7、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、西予市明浜町依津9番耕地301番7地内の標柱（X座標35976.392、Y座標-94304.759）</p> <p>基点2は、基点1から339度13分170メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から77度38分300メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から309度24分175メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から36度33分130メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から43度38分16.6メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から37度56分191.3メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から77度04分185メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から105度40分175メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から186度05分200メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から117度08分120メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から134度17分170メートルの地点</p> <p>基点13は、基点12から203度54分260メートルの地点</p> <p>基点14は、基点13から134度21</p>	113	豊後水道東沿岸 依津漁港 海岸	明浜町	明浜町長	2,773メートル	<p>1 東宇和郡明浜町大字依津字窪浦9番耕地第305番地第1内混凝土標識</p> <p>2 1点より334度30分測線上135メートルの点</p> <p>3 2点より22度測線上70メートルの点</p> <p>4 3点より80度測線上145メートルの点</p> <p>5 4点より96度45分測線上125メートルの点</p> <p>6 5点より2度50分測線上50メートルの点</p> <p>7 6点より333度5分測線上75メートルの点</p> <p>8 7点より303度5分測線上60メートルの点</p> <p>9 8点より322度40分測線上35メートルの点</p> <p>10 9点より32度30分測線上55メートルの点</p> <p>11 10点より67度50分測線上40メートルの点</p> <p>12 11点より122度40分測線上45メートルの点</p> <p>13 12点より44度10分測線上30メートルの点</p> <p>14 13点より225度測線上30メートルの点</p> <p>15 14点より180度40分測線上35メートルの点</p> <p>16 15点より23度5分測線上65メートルの点</p> <p>17 16点より47度20分測線上75メートルの点</p> <p>18 17点より91度10分測線上160メートルの点</p> <p>19 18点より72度40分測線上25</p>

分225メートルの地点

基点15は、基点14から172度59

分186メートルの地点

補助点15は、基点15から284度

53分85メートルの地点

補助点14は、基点14から251度

51分110メートルの地点

補助点13は、基点13から253度

22分155メートルの地点

補助点12は、基点12から255度

30分160メートルの地点

補助点10は、基点10から226度

45分125メートルの地点

補助点9は、基点9から237度

30分160メートルの地点

補助点7は、基点7から132度

17分150メートルの地点

補助点4は、基点4から83度23

分155メートルの地点

補助点3は、基点3から127度

59分115メートルの地点

補助点2は、基点2から132度

16分125メートルの地点

補助点1は、基点1から95度07

分100メートルの地点

メートルの点

20 19点より112度20分測線上40

メートルの点

21 20点より113度5分測線上25

メートルの点

22 21点より133度30分測線上25

メートルの点

23 22点より161度50分測線上50

メートルの点

24 23点より200度30分測線上

100メートルの点

25 24点より189度40分測線上70

メートルの点

26 25点より114度10分測線上90

メートルの点

27 26点より41度40分測線上18

メートルの点

28 27点より115度30分測線上70

メートルの点

29 28点より156度40分測線上65

メートルの点

30 29点より147度40分測線上75

メートルの点

31 30点より187度測線上40メー

トルの点

32 31点より219度10分測線上80

メートルの点

33 32点より211度30分測線上55

メートルの点

34 33点より295度40分測線上15

メートルの点

35 34点より210度測線上70メー

トルの点

36 35点より176度40分測線上70

メートルの点

37 36点より120度測線上60メー

トルの点

38 37点より90度測線上25メー

トルの点

39 38点より80度測線上45メー

トルの点

40 39点より131度40分測線上70

メートルの点

41 40点より152度30分測線上90

メートルの点

42 41点より228度30分測線上60

メートルの点

43 42点より233度20分測線上40

メートルの点

44 43点より190度50分測線上20

メートルの点

(東宇和郡明浜町大字俵津字

											水ヶ尻 1 番耕地 21 番地の第 2 内混凝土標識杭)
											1 1 点より 54 度 35 分測線上 30
											メートルの点
											2 2 点より 78 度 20 分測線上 30
											メートルの点
											3 3 点より 137 度 5 分測線上 30
											メートルの点
											4 4 点より 173 度 20 分測線上 30
											メートルの点
											5 5 点より 142 度 50 分測線上 30
											メートルの点
											6 6 点より 84 度測線上 30 米
											トルの点
											7 7 点より 60 度測線上 30 米
											トルの点
											9 9 点より 88 度 40 分測線上 30
											メートルの点
											11 11 点より 185 度 30 分測線上
											30メートルの点
											12 12 点より 52 度 20 分測線上 30
											メートルの点
											16 16 点より 131 度 10 分測線上
											30メートルの点
											17 17 点より 152 度 50 分測線上
											30メートルの点
											20 20 点より 203 度 40 分測線上
											30メートルの点
											23 23 点より 272 度 40 分測線上
											30メートルの点
											25 25 点より 275 度 40 分測線上
											30メートルの点
											26 26 点より 207 度 10 分測線上
											30メートルの点
											28 28 点より 216 度 20 分測線上
											30メートルの点
											31 31 点より 297 度測線上 30 米
											トルの点
											32 32 点より 308 度 5 分測線上 30
											メートルの点
											35 35 点より 296 度 30 分測線上 30
											メートルの点
											36 36 点より 240 度測線上 30 米
											トルの点
											38 38 点より 187 度測線上 30 米
											トルの点
											39 39 点より 265 度測線上 30 米
											トルの点
											41 41 点より 275 度測線上 30 米
											トルの点
											44 44 点より 288 度 20 分測線上 30
											メートルの点

											以上 1 2 3 4 5 6	
											7 8 9 10 11 12 13	
											14 15 16 17 18 19 20	
											21 22 23 24 25 26 27	
											28 29 30 31 32 33 34	
											35 36 37 38 39 40 41	
											42 43 44 44 41 39	
											38 36 35 32 31 28	
											26 25 23 20 17 16	
											12 11 9 7 6 5	
											4 3 2 1 1の各点を 結ぶ線により囲まれた区域	
114												
~	省略											
183												

○愛媛県告示第1856号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

東温市田窪字水木1865番1

2 申請人の住所氏名

松山市枝松五丁目8番30号

愛媛飼料産業株式会社 代表取締役 宮内 圭三

3 図面省略

○愛媛県告示第1857号

建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定（昭和47年4月愛媛県告示第412号）の一部を次のように改正し、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

平成19年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																	
<p>建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験の受験資格者の指定（昭和26年9月愛媛県告示第524号）は、廃止する。</p> <p>1 次表（あ）欄に掲げる学校において、同表（い）欄に掲げる学科の課程を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ建築に関して同表（う）欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者</p> <table border="1"> <tr> <td>(あ)</td> <td>(い)</td> <td>(う)</td> </tr> <tr> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学令による大学</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>学校教育法による大学若しくは高等専門</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第108条第3項に規定する短期大学に係るものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第108条第3項</td> <td></td> </tr> </table>				(あ)	(い)	(う)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学令による大学	省略	省略	学校教育法による大学若しくは高等専門	省略			農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第108条第3項に規定する短期大学に係るものを除く。）			農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第108条第3項		<p>建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験の受験資格者の指定（昭和26年9月愛媛県告示第524号）は、廃止する。</p> <p>1 次表（あ）欄に掲げる学校において、同表（い）欄に掲げる学科の課程を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ建築に関して同表（う）欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者</p> <table border="1"> <tr> <td>(あ)</td> <td>(い)</td> <td>(う)</td> </tr> <tr> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学令による大学</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>学校教育法による大学若しくは高等専門</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第69条の2第3項に規定する短期大学に係るものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第69条の2第3項</td> <td></td> </tr> </table>				(あ)	(い)	(う)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学令による大学	省略	省略	学校教育法による大学若しくは高等専門	省略			農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第69条の2第3項に規定する短期大学に係るものを除く。）			農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第69条の2第3項	
(あ)	(い)	(う)																																			
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学令による大学	省略	省略																																			
学校教育法による大学若しくは高等専門	省略																																				
	農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第108条第3項に規定する短期大学に係るものを除く。）																																				
	農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第108条第3項																																				
(あ)	(い)	(う)																																			
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学令による大学	省略	省略																																			
学校教育法による大学若しくは高等専門	省略																																				
	農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第69条の2第3項に規定する短期大学に係るものを除く。）																																				
	農業工学、農林工学、農業土木、農林土木等（学校教育法第69条の2第3項																																				

学校、旧大学 令による大学 又は旧専門学 校令による専 門学校	に規定する短期大学に係るものに限 る。)		学校、旧大学 令による大学 又は旧専門学 校令による専 門学校	に規定する短期大学に係るものに限 る。)	
省略			省略		
2～10省略			2～10省略		

監 査 公 表

○公表第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年12月11日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 岡田 志 朗
同 田中 多佳子

選定した特定の事件	愛媛県の行った業務委託契約について	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成19年3月28日	
監 査 対 象 機 関	総合科学博物館	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
<p>1 植栽管理委託</p> <p>(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について 指名業者は、平成13年度より17年度まで10業者、10業者、14業者、9業者、11業者と一部入れ替えをしている。又面積の縮小、刈り込み回数削減により予定価格が下がり、落札価格は下がってきてはいるが、指名業者選定について透明性のある資料はない。 この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。又平成15年度を除き落札率が100%に近い結果となっている。 又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p> <p>(2) 委託業務の検証結果について 委託業務を検証した結果、不備なところがあれば指示して手直し等をさせる等をしているとのことであるが、その実質検証結果を記録に残していない。形式的な印鑑を押印した業務完了報告のみでなく、実質的な検証に基づく記録がなければ実質的な検証をしていないのと同じことになる。実施した業者の評価のためにも検証記録を残しておく必要がある。</p> <p>2 浄化槽設備保守点検委託</p> <p>指名競争入札を選択することの理由の合理性について 指名業者は、平成13年度より17年度まで新居浜市又は旧西条市で業務を営む3業者を指名し、結果として毎年同じ業者が落札している。近くで直ぐに対応できるということで地域を近くに特定したというが、何故この3業者なのか選定について透明性のある資料はない。 この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。又平成15年度を除き落札率が100%に近い結果となっている。 又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でな</p>	<p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p> <p>担当者が、植栽管理業務内容に基づき、施行内容を確認し、確認内容を記述することとする。</p> <p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p>	

く、一般競争入札とすべきである。

3 空調設備保守点検委託

指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成13年度より17年度まで11業者、12業者、13業者、13業者、15業者と一部追加してきている。但し、今までは特定の1社のみが落札している。又指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。又落札率平成13年度、14年度に比べ少し下がったとはいえ、高率である。又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。

平成19年度から一般競争入札で実施済。

4 消防設備保守点検委託

指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成13年度より17年度まで4業者、4業者、4業者、5業者、5業者と一部追加してきている。但し、今までは特定の1社のみが落札している。又指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。

平成19年度から一般競争入札で実施済。

5 警備業務委託

指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成16年度、17年度ともに6業者であるが、平成13年、14年の随意契約した業者が落札している。随意契約が指名競争になったからといって特に落札額が下がっているわけではない。又指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。

平成19年度から一般競争入札で実施済。

6 清掃業務委託

指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成16年度、17年度ともに9業者であるが指名業者選定について透明性のある資料はない。平成15年度において登録資格業者でない業者が落札し誤って発注したことをもって指名競争に変えたのであるならば問題は別のところである。入札手続きに不備があったために発生した問題であり、一般競争入札であるから発生したのではない。

この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。

平成19年度から一般競争入札で実施済。

7 館内窓ガラス清掃業務委託

指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成13年度から17年度まで、9業者、10業者、11業者、9業者、9業者であるが指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付

平成19年度から一般競争入札で実施。
(12月実施予定)

<p>することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。 指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みるとき、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p> <p>8 プラネタリウム棟外壁等洗浄委託 指名競争入札を選択することの理由の合理性について 指名業者は、平成13年度から17年度まで、10業者、10業者、11業者、9業者、9業者であるが指名業者選定について透明性のある資料はない。 この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。 指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みるとき、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p>	<p>平成18年度から予算削減のため本委託業務は取り止めているが、再開する場合は、一般競争入札で実施することとする。</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>歴史文化博物館</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>1 エレベータ保守業務委託 市場や競争がないこと、修理部品調達等の困難、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。 今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。 指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、平成17年度までの随意契約、平成18年度の指名競争入札については、一般競争入札とすべきである。</p> <p>2 収蔵庫燻蒸作業委託 指名競争入札を選択することの理由の合理性について この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。 又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みるとき、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p> <p>3 歴史展示室4の一部展示撤去業務委託 指名競争入札を選択することの理由の合理性について 4社の応札により落札率は59.6%となっているが、この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。 又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みるとき、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p> <p>4 「上黒岩岩陰遺跡とその時代」展示図録作成業務委託 指名競争入札を選択することの理由の合理性について 4社の応札により落札率は67.0%となっているが、この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。 又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みるとき、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p> <p>5 空調設備保守業務委託 空調設備の保守点検業務の具体的な内容としては、冷温水発生機2基、</p>	<p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p> <p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p> <p>今後、同様な業務があれば（指摘の業務については、17年度のみの特例な業務である）一般競争入札執行をまず検討のうえ執行することとする。</p> <p>今後、同規模の入札については、一般競争入札を実施することとする。</p> <p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p>

<p>ヒートポンプチラー1基、空調ポンプ13台、蓄熱水槽2基、空調機25基、空冷ヒートポンプエアコン8台、全熱交換機3台、ファンコイルユニット5台、冷却塔2基、空調ファン61台、排煙ファン6台、自動制御装置1式他の年2回の点検および環境測定、水質検査となっている。</p> <p>業者を指名により限定する必要性は乏しく、早急に一般競争入札に移行する必要がある。</p> <p>6 警備業務委託 契約書に記載されている警備員名簿が作成されていなかった。定期的の確認する必要がある。</p> <p>7 弱電設備保守業務委託 (1) 当初業者による見積りにより予定価格が算定され、その後は前年実績を参考として見直されていない。 予定価格の算定は、作業実態を反映して検証がなされていない。業者任せの単価設定はその妥当性を欠いている可能性があり、不適切である。県は、早急に適切な算定の基準を作成しなければならない。</p> <p>(2) 歴史文化博物館内に設置されている視聴覚設備他の電気設備の点検業務の具体的な内容としては、視聴覚設備等、非常放送設備、身体障害者呼出表示装置、テレビ共聴設備、ITV監視カメラ装置、インターホン設備、電気時計設備、多目的ホール照明設備、多目的ホール音響映像設備の年2回の保守点検および事故等緊急時の対策となっている。 指名競争とする理由に合理性は認められない。一般競争入札にするべきである。</p> <p>8 消防設備保守業務委託 契約書にその作成を記載されている事業計画書について実際の提出保存がなされていない。</p> <p>9 浄化槽保守管理業務委託 落札業者は5年間同一であり、金額についても平成17年度に若干低下したもののほぼ同一水準で推移している。2位業者との入札額も非常に緊密なまま順位の逆転もなく推移しており、適切な競争機能が発揮されているとはいいがたい推移である。 適切な競争機能を働かせるべく一般競争入札に付すことが望ましい。</p> <p>10 清掃業務委託 競争原理が働いていると推定はされるが、指名競争入札は、あらかじめ入札に参加できる業者を発注者である県が指名するため、又業者の数が限られるため、事前の相談をしやすい、又発注者側の指名に際して裁量が介入しやすいといわれており、何時、不当な取引制限になるかもしれないというリスクが高いと思われる。 清掃業務委託の具体的な内容としては、施設内の通常の清掃、年1回のカーペットクリーニング(7,129.52㎡)、年3回の飲料水水質検査年2回のワックスがけとなっている。 この業務について特に指名競争入札とする理由は見当たらないと思われる。 一般競争入札によるべきである。</p>	<p>添付漏れにつき添付済。平成18年度、19年度作成済。警備員については、毎日確認済。</p> <p>積算基礎となる業者単価については、「積算資料」等、全国的調査に基づき発刊されている資料に基づき積算することとする。</p> <p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p> <p>年次計画の添付漏れ。年2回の実施の際には、事前に連絡のうえ実施済み。平成18年度、19年度は提出添付済み。</p> <p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p> <p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>図書館</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>エレベータ保守点検・修理業務委託 市場や競争がないこと、修理部品調達等の困難、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。 今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。 指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、随意契約については、一般競</p>	<p>平成19年度から一般競争入札で実施済。</p>

争入札とすべきである。	
監査対象機関	しげのぶ特別支援学校
監査の結果	措置の内容
<p>学校エレベータ保守点検業務委託</p> <p>市場や競争がないこと、修理部品調達の高コスト、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。</p> <p>今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。</p> <p>指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、平成17年度までの随意契約、平成18年度の指名競争入札については、一般競争入札とすべきである。</p>	平成20年度から一般競争入札で実施する。
監査対象機関	美術館
監査の結果	措置の内容
<p>エレベータ保守点検・修理業務委託</p> <p>市場や競争がないこと、修理部品調達の高コスト、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。</p> <p>今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。</p> <p>指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、随意契約については、一般競争入札とすべきである。</p>	平成19年度から一般競争入札で実施済。
監査対象機関	警察本部 警務部 会計課
監査の結果	措置の内容
<p>1 警察本部庁舎エレベータ保守点検業務委託</p> <p>平成17年度まで、毎年予定価格と落札価格が同じであるという実態から、適正な競争が行われていないと推定せざるを得ない。又指名業者の選定についても慣例、前例を踏襲しているのみである。</p> <p>今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。</p> <p>指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p> <p>2 運転免許センターエレベータ保守点検業務委託</p> <p>平成17年度までは、毎年、予定価格と落札価格が同じであるという実態から、適正な競争が行われていないと推定せざるを得ない。又指名業者の選定についても慣例、前例を踏襲しているのみであった。</p> <p>平成18年度において、指名業者を増やすという前例を破りはしたが、今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。</p> <p>指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p> <p>3 大洲警察署エレベータ保守点検業務委託</p> <p>平成14年10月建設以来、指名競争入札を従来から継続しているが、平成15年度業者見積額、契約額をベースに平成16年度、平成17年度の予定価格を算出し、予定価格＝落札価格で同じ額であり、適正な競争が行われ</p>	<p>平成19年度の契約から周辺県有施設のエレベータ設備を一括して委託契約する方式に移行し、一般競争入札を実施した。</p> <p>平成20年度から一般競争入札に移行する予定である。</p> <p>一般競争入札への移行については、会計規則に定める随意契約の限度額を考慮しながら検討を進めることとしている。</p>

ていないと推定せざるを得ない。

今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。

指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。

4 自動車保管場所証明事務委託

(1) 委託費の妥当性の検証と義務違背

行政庁は常に、現在の事務処理のあり方が、「最少経費で最大効果」をあげるものであることを調査分析し確認する義務がある。この場合、歳入単価に対する委託単価比率が1以下であること、すなわち、歳入に対し委託費が下回っていればよい、ということはない。

本件業務委託についてみると、平成3年の法改正に「委託費の0.5」とされており、それ以降は年度ごとの再検討がなされないまま、継続して適用されている。

愛媛県は、現在の調査業務が効率的におこなわれていることを分析し把握する義務があるにもかかわらず、調査業務の効率性に関する検証が不十分であり、当該義務に違背する事態が惹起されているものといわざるを得ない。これは地方自治法第2条第14項に違反する。愛媛県は早急に、調査業務の活動記録を基に、不要不急の時間が費やされていないか、調査業務は計画的に効率的に実施されているか等について、現状を分析し、委託金額の妥当性を検証する必要がある。

(2) 随意契約方式継続の違法性について

本件における現地調査は、特殊な業務ではなく、一定の法令知識を必要とするものの、専門性を必要とする業務ではない。調査対象の地理に精通した土地勘ある一般人であれば、容易に担うことができる業務である。個人情報保護の課題はあるが、これは現在の委託業者が現地調査員を利用する場合と異なるものではない。

本件委託業務はただちに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にいう「その他の契約」に該当するものでもなく、委託業務の「性質又は目的」が競争入札に適さない、ということもできない。そうすると、本件業務委託は、随意契約の方式を採用することが認められる特段の事情が存在しないにもかかわらず、前例踏襲によって随意契約の方式を選択してきたものと解さざるを得ない。愛媛県が、本件業務委託について随意契約方式を選択し続けることは、地方自治法第234条に違反する行為であるという結論に落ち着く。一般競争入札の方式によることを検討すべきである。

5 道路使用許可調査業務委託

(1) 委託費の妥当性の検証と義務違背

行政庁は常に、現在の事務処理のあり方が、「最少経費で最大効果」をあげるものであることを調査分析し確認する義務がある。この場合、歳入単価に対する委託単価比率が1以下であること、すなわち、歳入に対し委託費が下回っていればよい、ということはない。

本件業務委託についてみると、昭和63年4月の道路交通法改正の際に事業に要する必要経費を積算し「委託費の0.65」とされており、それ以降は実態に見合った再検討は十分なされていない。

愛媛県は、現在の調査業務が効率的におこなわれていることを分析し把握する義務があるにもかかわらず、調査業務の効率性に関する検証を十分におこなっておらず、当該義務に違背する事態が惹起されているものといわざるを得ない。これは地方自治法第2条第14項に違反する。愛媛県は早急に、調査業務の活動記録を基に、不要不急の時間が費やされていないか、調査業務は計画的に効率的に実施されているか等について、現状を分析し、委託金額の妥当性を検証する必要がある。

(2) 随意契約によりうる特段の事情について

道路交通法108条の31第2項に規定される事業は、都道府県交通安全活動推進センターに指定された社団法人愛媛県交通安全協会にのみ委託することができ、他の事業者を委託事業者を選定することはできないが、どの事業者を「都道府県センター」として指定するかは、各都道府県の任意の選択ないし裁量に委ねられており、その選択の過程において、市場が開かれており、かつ、公平性の基準に準拠して選定がおこなわれる必要がある。

本件委託業務について、道路交通法第108条の31を根拠に随意契約の方式により、社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできない。

委託費の妥当性については、今後、現状を適正に分析し検証していくこととしている。

平成19年5月末で従前の事務委託契約を解除して、一般競争入札を実施した。

委託費の妥当性については、今後、現状を適正に分析し検証していくこととしている。

道路使用許可調査業務の委託については、道路交通法第108条の31第1項により都道府県交通安全活動推進センター（都道府県センター）に指定された一法人に限定されていることから、業務委託そのものを一般競争入札とすることは困難な状況であるが、都道府県センターの指定に当たっては透明性、公平性を確保して選定していくこととしている。

また仮に、本件委託業務について、道路使用許可という「公権力の行使」の側面を重視するとしても、地方自治法の法意に従えば、今日、指定管理者制度を通じて民間事業者による業務委託できる内容のものである。道路も公の施設もともに公共の施設であることに違いはないからである。

以上より、本件委託業務について、随意契約の方式により、社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできないのである。愛媛県は早急に、一般競争入札の方式によるべきことを検討すべきである。

6 パーキングチケット発給手数料収納及び管理業務委託

(1) 昭和62年に制定されたパーキング・チケット発給設備管理運用業務実施要領は、現行の運用実態にそぐわなくなった事項について、適切な変更がなされないまま契約条件に掲げられている。実態を反映すべく適時に改定を行わなければならない。

(2) 随意契約方式の根拠と社会の動向

愛媛県は、道路交通法第49条第4項を根拠に随意契約の方式によることが正当化されると主張するが、当該規定は、委託することが「できる」ことを明示したのみであって、委託の方法はなんら規定されていない。随意契約の方式により、社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託することについて、随意契約の方式を選択しう法的根拠はなく、社会的動向とも対立する事態が惹起されているものと思慮するのである。愛媛県は漫然、本件随意契約を継続するのではなく、早急に一般競争入札制度への移行を検討すべきである。

7 交通管制センター設備保守業務委託及びサブセンター設備保守業務委託

(1) 一般競争入札制度採用の必要性

本件業務は、コンピュータシステムの保守点検業務であって、指名競争入札を採用すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできない。また、指名基準に「実績」を要求することは、本来考慮すべきでない事項を考慮することであって、いわゆる他事考慮に相当する。

愛媛県は指名競争入札を採用すべき特段の事情ないし性格が存在しないにもかかわらず、指名競争入札制度の採用を継続しているのであって、地方自治法に違反する事態が惹起されている。早急に、一般競争入札制度を採用すべきである。

(2) 落札率について

本件業務委託の落札率は異常に高い落札率であるといえることができる。このような場合、入札談合等の不当な取引制限の事実を推定できることになる。これは、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条後段の法意に反すると同時に、地方自治法第2条第14項が要求する「最少経費で最大効果」義務に違背する事態が惹起されている。愛媛県は一般競争入札制度を採用するとともに、現状の改善が必要である。

8 交通管制センター信号制御下位装置ほか整備工事請負

一般競争入札制度採用の必要性

本件業務は、装置の更新と取付であって、指名競争入札を採用すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできない。また、指名基準の、電気通信工事の格付けがA等級であること、同種設備を製造可能な業者であること、同種工事の施行実績のあることの要件は、原則に反して指名競争入札を採用しなくとも、一般競争入札の参加資格要件で限定すればよいことである。

愛媛県は指名競争入札を採用すべき特段の事情ないし性格が存在しないにもかかわらず、漫然、指名競争入札制度の採用を継続しているのであって、地方自治法に違反する事態が惹起されている。早急に、一般競争入札制度を採用すべきである。

9 停止処分者講習業務委託

- 違反者講習業務委託
- 原付免許取得時講習業務委託
- 更新時講習業務委託
- 更新情報提供業務委託
- 免許関係事務委託

(1) 随意契約方式採用の正当性について

道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3は、本件各業務委託を外部委託「できる」こと、および、その委託先は「講習を行うのに、又は委託先として必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する」者であることを規定しているにすぎない。

一般競争入札への移行に合わせてパーキング・チケット発給設備管理運用業務実施要領を改正することとしている。

平成20年度から一般競争入札に移行することとしている。

平成20年度から一般競争入札に移行する予定である。

落札率が高いことについては、業務委託を長期継続に行っていることが原因と考えられることから、一般競争入札への移行により改善を図ることとする。

平成19年度から予定価格が1,500万円以上の工事については、入札後審査型一般競争入札に移行した。

更新情報提供業務委託については、平成19年6月末で従前の事務委託契約を解除して、一般競争入札を実施した。

なお、その他の各業務委託についても、一般競争入札への移行に向けて準備を行っている段階であり、準備が出来次第、順次、一般競争入札に移行し

愛媛県は本件各委託業務について、漫然、随意契約の方式を採用するとともに、長期継続的に社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託を継続しているのである。このような事態は、地方自治法の法意に反する事態が惹起されている。また、潜在的な競争市場があるにもかかわらず、随意契約の方式を採用することによって、事実上、行政による不当な取引制限、ないし、参入障壁の確立と同視できる事態が惹起されている。したがって、愛媛県は地方自治法および独占禁止法の法意を尊重し、本件随意契約の方式を採用し続けることが正当であるの否かについて再検討するとともに、当該市場を開放する方策を採用すべきである。

(2) 委託額の正当性について

本件各委託業務について現状をみると、必要最低限の委託費が算出されていないか、あるいは、必要最低限の状況であるか否かが不明な状態に陥っている。このような事態は、地方自治法2条第14項が規定する義務に違背するものである。愛媛県は、現状の厳密な把握と適正額の算出が必要である。

10 愛媛県警察行政手続等オンライン化システム開発業務

指名競争入札を選択することの理由の合理性について

5社指名したが2社辞退の経緯から、この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令第167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれかに該当するのであるならば、その論拠を明確にしておくべきであり、結論としては指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。

ていく予定としている。

委託費の妥当性については、今後、現状を適正に分析し検証していくこととしている。

システム開発等の業務委託については、会計規則に定める随意契約の限度額以上のものについて、平成19年度から一般競争入札に移行した。

雑 報

○裁判手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成19年11月28日次のとおり裁判手続開始の決定をしたので公告する。

平成19年12月11日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（川之江三島バイパス・愛媛県四国中央市中之庄町字宮ノ上地内から同市中之庄町字浜之前地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 収用の裁判手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m^2)	実 測 (m^2)	収用しようとする 土地の実測(m^2)				
愛媛県四 国中央市 中之庄町 字浜之前	79番	墓地	墓地	42	42.02	42.02	不明 ただし、土地登記簿表題部所有者 古川 萬兵衛			